

別表（第7条関係）

補助金交付基準

1 補助要件

区分	規模要件	港町油津景観計画仕様	城下町飫肥景観計画仕様
屋根	全面の修理・修景となるもの	屋根はいぶし瓦又は釉薬セメント瓦（黒又はグレー）であること。	<ul style="list-style-type: none"> 切妻/寄棟/入母屋の形式による勾配屋根による飫肥瓦や日本瓦（銀ねずみ色）であること。 庇は、瓦又は銅版葺（茶かっ色）であること。
外壁等	公道から望見される外壁一面以上の修理・修景となるもの	<ul style="list-style-type: none"> 防火板＋飫肥杉の板張りであること。（見付け面積の1/2以上を飫肥杉の板張りとし、残りをしっくい壁同等とする） 道に面する開口部（掃き出し窓を除く）は、木製の面格子であること。 建具及び樋は、黒又は茶色であうこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、ささらこ押縁下見板張、焼杉板白漆喰塗りとし、防火板＋飫肥杉の板張りであること。（見付け面積の1/2以上を飫肥杉の板張りとし、残りをしっくい壁同等とする） 道に面する開口部（掃き出し窓を除く）は、木製の面格子であること。 建具は、木製、カラーサッシ（黒かっ色系）であること。
工作物 看板等	公道から望見されるもの	・飫肥杉を使用したものであること。	・飫肥杉や飫肥石を使用したものであること。

2 補助金額

区分	補助対象	補助対象物件	補助率	最高限度額
修理	補助要件に適合する仕様によって工事される家屋等の修理、復元等の事業に要する経費（対象経費）の一部	景観重要建造物	1 / 2	外壁・屋根 400万円
修景	補助要件に適合する仕様によって工事される家屋等の新築、増築、改築及び工作物等の修景事業の経費（対象経費）の一部	建築物	1 / 3	外壁 50万円
				屋根 30万円
		工作物	1 / 3	飫肥杉 10万円
				屋根 10万円
・看板(店の商標・屋号)等 ・室外機・ガスボンベ等の飫肥杉による修景(目隠し)等	1 / 3	10万円		

備考 補助金額は、対象経費に補助率を乗じた額以下とし、かつ最高限度額の範囲とする。